



裁判員選任までの流れ

前年秋頃

候補者名簿の作成 <①>

福井県内で960人(H21)
※勝山市からは33人選出

前年12月頃

候補者へ通知・調査票の送付 <②>

調査票の回答に基づき、
辞退事由が認められたかたは、
裁判所に呼ばれません。

選任手続き期日の6~8週間前

選任手続き期日のお知らせ(呼出状)
・質問票の送付 <③>

対象事件ごとに、名簿から
くじにより50人程度選出
して送付します。

質問票の回答に基づき、
辞退が認められたかたは、
呼出しは取り消されます。

通常は、裁判当日の午前中

裁判所での選任手続(質問・くじ) <④>

裁判長から辞退希望者など
について質問されます。

6人の裁判員を選任

当日の午後から審理開始

裁判
当日



手順③ 選任手続(裁判員制度スタート後 平成21年5月21日)
対象事件の起訴があると、福井地方裁判所は、裁判員候補者名簿(県内960人)の中から、くじで50人程度候補者を選出します。
くじで選ばれた候補者へ、裁判所へ来所していただく日程などが記載された「選任手続期日のお知らせ」(呼出状)が裁判所から送付されます。(原則、裁判の6~8週間までに送付)
※同封された「質問票」の回答などから、明らかに、期間中、裁判員になることができないかた(重い病気やケガ、父母の葬儀など)であるため、辞退が認められた場合には裁判所へ来ていただく必要はありません

手順④ 裁判員の選任
選任手続の当日、候補者に裁判所へ来所していただき、裁判長からの質問を経て、最終的にその事件の裁判員6人を選びます。
選任された6人の裁判員は、通常であれば、当日の午後から審理を開始します。(来所された候補者および選任された裁判員には、それぞれ交通費と日当が支払われます)

Q 裁判員は、どうやって選ばれるの?



A 次の手順で、くじによって選ばれます。
福井県の場合 (平成20年度)
手順① 裁判員候補者名簿の作成
(平成20年10月下旬~11月上旬頃)
県内各市町の選挙管理委員会が、選挙人名簿の中からコンピューターを使って無作為に選り出した名簿に基づき、福井地方裁判所で960人の「平成21年度裁判員候補者名簿」が作成されます。そのうち、勝山市からは33人が割り当てられ選出されています。
※候補者は1年ごとに選出し直され、名簿は翌年の1年間のみ有効となります
手順② 候補者への通知
(平成20年12月)
候補者本人へ、名簿に記載されたこととの通知書が福井地方裁判所から送付されます。

裁判員制度 Q&A

平成16年5月21日に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、平成21年5月21日から裁判員制度が実施されます。
裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを、裁判官と一緒に決めてもらう制度です。
また、国民の皆さんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、一人ひとりの感覚や経験に根ざした、新鮮で多様な視点が裁判にもたらされることが期待されます。

Q 裁判員は、どのような事件の裁判に参加するの?
A 制度の対象となる事件は、殺人や傷害致死、放火などの重大犯罪に限られています。
※福井県は他県に比べて、これまで対象となる事件の件数が少ないことから、全国から見ると県民が裁判員に選任される確率が低い県といわれています

Q 裁判には時間がかかるの?
A ほとんどの裁判は3日間以内にとどまります。
裁判にかかる日数は裁判で取り扱う事件の内容により異なりますが、裁判員への負担を考慮して、分かりやすくポイントをしぼった裁判をできるだけ連日して開きます。

裁判員の辞退について
裁判員制度では、原則として候補者の辞退はできません。
ただし、法律の定めなどにより、次のようなかたは辞退することができません。(通知書に同封される「調査票」の回答に基づき裁判所が辞退を認めた場合に限り)
■特定の職業により裁判員になることができない場合(就職禁止事由)
①国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
②司法関係者(裁判官、弁護士、検察官など)
③大学の法学部の教授、助教授
④都道府県知事および市町村長
⑤自衛官
⑥禁錮以上の刑につき起訴されている人など
⑦逮捕または勾留されている人など
■年間を通じて辞退する事由がある場合
①70歳以上のかた
②学生または生徒
③重い病気やケガなどにより1年を通じて裁判に参加することが困難な場合
④過去5年以内に裁判員、検察審査員などを務めたことのあるかた
⑤過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのあるかた
■特定の月において裁判員になることが難しい場合(その月に裁判がある事件について、辞退の対象となります)
株主総会の開催月、決算期など

Q 裁判員になることが、トラブルに巻き込まれませんか?
A 裁判員は法律で保護されています。
裁判員の名前や住所などの情報は公にされません。
裁判員に接触することも禁止されています。
また、裁判員に頼みごとをしたり、裁判員やその家族を脅したりした者には刑罰が科せられます。

問 福井地方裁判所事務局総務課
(0776-22-5000)
「最高裁判所」ホームページ
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>